

## 令和5年度上尾市社会福祉法人指導監査実施計画

### 1 指導監査の方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査については、関係法令及び国の関係通知等に基づき、効果的な実施に努めるものとする。

また、指導監査を実施することにより、適正な法人運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るものとする。

### 2 指導監査の実施の時期

一般監査の実施の時期は、おおむね7月から2月までとし、実施日については、対象法人と調整の上、決定する。

なお、一般監査の実施を予定する法人のうち、当該法人の施設について、埼玉県が社会福祉施設に対する指導監査を実施する場合においては、必要に応じて合同で指導監査を実施する。

特別監査は、必要に応じて実施する。

### 3 指導監査の方法

指導監査は、法人の実地において実施する。

指導監査の実施の際は、関係書類を基に、法人の運営等について、関係者から説明を聴くとともに、必要に応じて関係施設、設備及び帳簿書類等を確認することにより行う。

#### (1) 一般監査の実施

一般監査は、運営等について、特に大きな問題が認められない法人について、原則として3か年に1回実施するものとする。

実施に当たっては、実施日のおおむね1か月前までに、必要な事項を通知する。

#### (2) 特別監査の実施

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。実施に当たっては、適宜必要な事項を通知する。

### 4 指導監査の対象とする法人

指導監査の対象とする法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条の規定に基づき、上尾市長が所轄庁となる法人とする。

なお、本年度に一般監査の実施を予定する法人は、以下のとおりとする。

- ・桜樹会
- ・捧徳会
- ・積善会

以上3法人